

2020年5月14日

各位

静岡銀行、スルガ銀行、清水銀行、静岡中央銀行、
浜松いわた信用金庫、しずおか焼津信用金庫、静岡信用金庫、
沼津信用金庫、三島信用金庫、島田掛川信用金庫、遠州信用金庫、
富士信用金庫

相続手続の共通化を拡大

～お客さまの利便性向上をめざし、相続手続の簡素化を実現～

2019年10月15日（火）より、静岡銀行（頭取 柴田 久）と浜松いわた信用金庫（理事長 御室健一郎）が実施していた「預金等の相続手続にかかる書類・手続きの共通化」について、下記の静岡県内金融機関に拡大することとなりましたので、その概要をご案内します。

1. 実施日

金融機関名	実施時期
静岡銀行、浜松いわた信用金庫	2019年10月15日（実施済）
しずおか焼津信用金庫、静岡信用金庫、沼津信用金庫、 三島信用金庫、島田掛川信用金庫、遠州信用金庫	2020年 4月 1日（実施済）
清水銀行	2020年 5月 1日（実施済）
スルガ銀行	2020年 6月（予定）
静岡中央銀行、富士信用金庫	2020年 8月（予定）

2. 取組みの背景・概要

- 高齢化社会の進展など、今後、預金等の相続の増加が予想されるなか、現状、金融機関の相続手続は煩雑であったり、金融機関ごとに必要書類が異なるなどの課題がありました。
- こうしたことから、静岡銀行と浜松いわた信用金庫では、地域のお客さまのご負担を少しでも軽減できるよう、昨年10月より、預金等の相続手続を共通化しました。
- 具体的には、相続手続の際にお客さまにご記入いただく書類を共通化するとともに、一定の基準を満たすお客さまについては、相続人代表者1名のみの署名・捺印での手続が可能となるなど、取り扱いの簡素化・共通化を図りました。
- 今般、本取り組みを10の静岡県内金融機関に拡大することで、地域のお客さまのさらなる利便性向上をめざします。

（注）本件は、相続手続を共同で行うものではないため、各金融機関への書類等の提出は必要です。
また、各金融機関で一部相違する取り扱いもあります。

3. 今後の予定

本件共通化のさらなる拡大および、地域のお客さまの利便性向上に繋がる他業務の共通化・共同化を静岡県銀行協会等と連携して進めていく方針です。